## 第20号の3様式記載の手引

## 1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額を基礎にして中間申告をする場合に使用します。
- (2) この申告書は、事務所又は事業所(以下「事務所等」といいます。)所在地の市町村長に1通を提出してください。

## 2 各欄の記載のしかた

2 各欄の記載のしかた		
欄	記載のしかた	留意事項
1「※処理事項」		記載する必要はありませ
2 金額の単位区分(けた)のあ	単位区分に従って正確に記載します。	ん。 
る欄	平匹色ガに促って正確に 出戦 しよう。	
3「法人番号」	平成28年1月1日以後に開始する事業年度分又は連結事業年度分の申告にあっては、法人番号(13桁)を記載します。	
4 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申	
4 「法人名」	告書を提出する場合にあっては、当該法人課税信託の名称を併	
	日青を近山りる場合にありては、日政仏八味代目記の名称を所記します。	
	本店の所在地を記載します。なお、2以上の市町村に事務所	
5「所在地」	等を有する法人が、当該市町村内に支店等のみを有する場合に	
c 「古业任日。	あっては、主たる支店等の所在地も併記してください。	
6「事業種目」	事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載し	
	ます。なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記せ、	
- FX Her Lade L Via L. A deet	載し、主たる事業に〇印を付して記載してください。	V/m 1 A
7「前期末現在の資本金の額又は	前事業年度又は前連結事業年度の末日現在の資本金の額又は	資本金の額又は出資金の
出資金の額」	出資金の額を記載します。なお、( ) 内には、当該事業年度又	
	は当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在	I
	の資本金の額又は出資金の額を記載してください。	の額の計算に関する明細
		書」における、32の①の欄
		の金額を記載します。)(か
		っこ内は除く。)。
8「前期末現在の資本金の額及び	前事業年度又は前連結事業年度の末日現在における資本金の	(1) 資本金の額は、法人税
資本準備金の額の合算額」	額及び資本準備金の額の合算額を記載します。	の明細書(別表 5(1))の
		「Ⅱ 資本金等の額の計
		算に関する明細書」にお
		ける、32の①の欄の金額
		を用います。)
		(2) 資本準備金の額は、法
		人税の明細書(別表 5(1))
		の「Ⅱ 資本金等の額の
		計算に関する明細書」に
		おける、33の①の欄の金
		額を用います。)
9「前期末現在の資本金等の額」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載	
	します。	
	(1) 連結申告法人以外の法人((3)に掲げる法人を除きます。)	
	法第292条第1項第4号の5ロに定める額	
	(2) 連結申告法人((3)に掲げる法人を除きます。) 法第292条	
	第1項第4号の5ハに定める額	
	(3) 保険業法に規定する相互会社 政令第45条の5において準	
	用する政令第6条の25第2号又は第3号に定める金額	
10「予定申告税額②」	(1) ①の欄の金額に6を乗じて得た金額を前事業年度又は前連	
	結事業年度の月数で除して算定します。なお、この月数は、	
	暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、こ	
	れを1月とします。	
	(2) この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100	
	円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て	
	た金額を記載します。	
11「この申告により納付すべき法	この金額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100円	
人税割額④」	未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金	
	額を記載します。	
12「算定期間中において事務所等	この月数は暦に従って計算し、1月に満たないときは1月と	算定期間中に事務所等又

1		1
を有していた月数⑤」	し、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載します。	は寮等の新設又は廃止があ
		った場合は、その月数には
		新設又は廃止の日を含みま
		す。
(E)	(1) この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は	均等割の税率区分の基準
13「円× (5) 12 (6)」	切り捨てた金額を記載します。	は、「前期末現在の資本金
12	(2) 指定都市に申告する場合は、「指定都市に申告する場合の⑥	の額及び資本準備金の額の
	の計算」の欄の合計額又は第20号様式別表4の3の「計」欄	合算額」又は「前期末現在
	の金額を記載します。	の資本金等の額」のいずれ
		か大きい方の額を用いま
		す。
14「当該市町村分の均等割の税率	当該事業年度又は当該連結事業年度開始の日から6月を経過	
適用区分に用いる従業者数」	した日の前日現在における事務所等又は寮等の従業者の数を記	
	  載します。なお、新設又は廃止された事務所等にあっても、そ	
	の算定期間の末日現在における従業者の数を記載します。	
15「前事業年度の法人税割額の明	(1) これらの欄は、それぞれの欄に対応する前事業年度又は前	2以上の市町村に事務所
細」(⑨から⑪までの欄)	連結事業年度の確定申告書に記載した金額を記載します。	等を有する法人の⑯の欄
	(2) ⑨の欄は、前事業年度又は前連結事業年度の確定申告書に	は、⑩の欄の金額に⑨の欄
	記載した第20号様式の⑤の欄の金額を記載します。	のかっこ外の金額に対する
	(3) ⑯の欄は、⑨の欄のかっこ内の金額に前事業年度又は前連	同欄のかっこ内の金額の割
	結事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金額を記載しま	合を乗じて得た金額を記載
	す。	します。
16「法第15条の4の徴収猶予を受	2以上の市町村に事務所等を有する法人が修正申告に係る税	
けようとする税額」	額につき徴収猶予を受けようとする場合において第1号様式に	
	よる届出書に代えようとするものが記載します。この場合にお	
	いて記載する金額は、④の欄に記載した金額と同額になります。	
17「指定都市に申告する場合の⑥	指定都市に申告する場合にのみ、次により記載します。	11以上の区に事務所等又
の計算」	(1) 事務所等又は寮等の所在する区ごとに記載します。	は寮等を有する場合は、こ
	(2) 「※区コード」の欄は記載する必要はありません。	の欄には記載せず第20号様
	(3) 「従業者数」の欄は、法人税額の課税標準の算定期間又は	式別表4の3を添付してく
	連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における事務	ださい。
	所等又は寮等の従業者数を記載します。なお、新設又は廃止	
	された事務所等にあっても、その算定期間の末日現在におけ	
	る従業者数を記載します。	